第6回WGでの検討結果

不法・危険盛土等への対処に関する課題とガイドライン(仮)への主な記載項目

	ガイドラインへの主な記載項目
【1】不法・危険な盛土等の監視・発見	75 11 5 15 15 15 TO 15 T
■発見の遅れによる対応の難航化■人員不足による不法・危険盛土等の発見・監視の限界	■パトロールによる発見■関係部局等との連携による発見■地域住民による通報■画像衛星解析等による不法・危険盛土等の監視・発見
【2】現状把握(報告の徴取、立入検査等)	
■原因者の把握■違法性の判断■危険性の判断	■現状把握の進め方■立入検査■報告の徴取
【3】監督処分	
■監督処分ができない ■監督処分に従わない	■監督処分の判断基準■監督処分の実施方法■監督処分に従わない場合の対応
【4】勧告·改善命令	
■勧告・改善命令ができない ■勧告・改善命令に従わない	■勧告・改善命令等の進め方 ■勧告 ■改善命令
【5】行政代執行	
■躊躇ない行政代執行の実施■費用の徴収が困難	■行政代執行の進め方■災害防止措置の実施■調査■費用の徴収
【6】刑事告発	
■告発するためのノウハウの不足	■告発の手順、留意点
【7】関係部局との連携	
■庁内他部局との連携■市と県との連携■警察との連携	■関係部局等との連携体制のあり方■警察の連携が可能な範囲【凡例】

水色枠:第6回WG検討箇所

第6回WG検討結果(監督処分、勧告・改善命令に関して)

【論点・疑問点】	検討結果
○監督処分・改善命令で恒久的な 措置に時間を要することが想定され る場合、恒久的な措置を命令する 前に応急対策を命令することは可 能か	 応急対策は、被害規模の軽減や被害発生確率の軽減の観点から、災害の発生を最小限に食い止める効果が期待され、「災害防止のために必要な措置」に該当するため、監督処分・改善命令を命ずる際に、命令内容を踏まえ措置されるまでに要する時間や盛土等の危険性、周辺の状況等から災害防止のため応急対応の必要がある場合には、応急対策を命令することは可能である。 ただし、応急対策はあくまで早急に行うべき措置であり、抜本的な盛土の安全性向上には寄与しないため、応急対策の実施に併せ、満たすべき技術的基準に適合する対策を実施する必要があることを留意し、行政対応を行うこと。
○行政処分の履行期限/着手期限、期限の設定方法	 監督処分、改善命令の「期限」は、履行期限として、具体的に日を持って指定すること。ただし、工事の施工の停止命令については期限を設けず速やかに対応を求めることが可能。 履行期限までの履行を確実なものとするとともに、早い段階で行政代執行や告発の判断を可能とするため、措置命令とは別に、履行期限までに災害防止措置を講ずるため明らかにこれを着手しなければならない日を着手期限として指定することも差し支えない。 着手期限を設定するにあたり、着手とみなす客観的に判別可能な行為を命令書に明確に記載すること。 着手期限を設定したにもかかわらず、命令を受けた者が災害防止措置に着手しない場合には、命令を受けた者の意思を明確に表示させる等により、履行期限を待たず「講ずる見込みがない」に該当するかの判断を遅滞なく行うこと。 期限については工事内容等を考慮し、是正に要する期間を総合的に判断すること。 期限の設定に当たっては、必要に応じて工事に関連する部局や専門家へ確認を行ったうえで設定することや国土交通省、各地方公共団体が定める積算基準等を参考にすることが考えられる。 期間の妥当性を対外的に示せるように、期限の設定根拠等を書面で残しておくこと。

第6回WG検討結果(勧告・改善命令に関して)

【論点・疑問点】	検討結果
○改善命令における「災害防止のため必要な措置」とは具体的に何を 命令するか。	 改善命令は監督処分とは異なり、区域指定前からある盛土等を含む、危険性のある盛土等が対象であり、命令の内容は、全ての技術的基準に適合させることを強制することはできず、必要な最小限度の予防工事に限られる。 改善命令の実施にあたっては、命令内容を有効とするため監督処分と同様、命令の理由となる現象、要因と危険性を示すとともに、危険性を除去又は抑止するために求める性能と、対策内容や工法例を具体的に記載する必要がある。 求める性能と対策内容や工法例は、政令で定める技術的基準や関連するガイドライン等を参考に内容を設定することが望ましい。

第6回WG検討結果(行政代執行に関して)(1/4)

【論点·疑問点】 検討結果 ○代執行の手続の流れと代執行後の 行政代執行(緩和代執行)のフローについては、下記のとおりである。 手続について整理 ※戒告および代執行令書は省略可能 行政代執行 代 (盛土規制法§ 20· **監督処分**) 講ずる見込みが措置を講じない、十 (盛土規制法S 執行令書 **費用納付命令**(行政代執行法8 弁 **督促状発布**(地方自治法§ 命ずる 未納付 明 納入通知 換価 **差押え**(国税徴収法§ の機 (行政代表 し 会付 10 (行政代 (国税徴収法8 原因者確知 20 5 費用 とまがある」 日 代執行 (地方自治法8 **与**(行手法8 ß 回収 行法8 23**改善** · S **命** 39**令** 執行法8 かないと判断十分ではない 1 8 89 39 (5)(1) 231 の 47 13 231 と判 13 1 ß 3 5 2 42 行政内での 工事請負契約 予算部局と 事務手続き 工事仕様書の 代執行工事の 請負代金の支払 請求書受領代執行工事の 業者 の選定 の の締結 作 協 検査 議 成

出典:北村喜宣他著「行政代執行の理論と実践」(ぎょうせい,平成27年8月),166~168頁

第6回WG検討結果(行政代執行に関して)(2/4)

【論点・疑問点】	検討結果
〇盛土規制法による緩和代執行では 行政代執行の手続き要件である戒 告と代執行令書の通知を省略する ことは可能か。	 盛土規制法では、監督処分や改善命令により災害防止措置を命じた場合においては、相手方が期限までに措置を講じない、講じても十分でない、講ずる見込みがないときは、代執行ができることとなっている(緩和代執行)。 この際、行政代執行法第3条に定める手続要件である戒告や代執行令書の手続きが必要となるが、行政代執行法第3条3項においては、非常または危険切迫の場合には、手続きの省略が可能とされており、このような場合には、手続きを省略することが可能である。 盛土規制法の行政代執行の対象となる盛土等については、災害が発生し人命に危害を及ぼすおそれが大きいものであることから、手続きに時間をかけることで、盛土等の崩落を招くおそれがある場合には、手続きを省略することが可能である。 ただし、この場合であっても、命令の相手方に行政代執行をする可能性があること等を事前に通知するため、監督処分や改善命令の命令書に、①行政代執行を行うことがある旨や、②行政代執行に要した費用の徴収をすることがある旨など、行政代執行法の手続における文書による戒告、代執行令書による通知に代える要件を記載して交付することが必要であることから、命令段階で非常または危険切迫の場合に該当するか判断すること。
○「過失がなくて当該災害防止措置 を命ずべき工事主等又は土地所有 者等を確知することができない」の判 断(相続者や関係者多数の場合、 どこまで工事主等又は土地所有者 等の特定に尽力すれば、第20条 第5項第2号等に定める略式代 執行が可能か)	 「過失がなく」とは、職務行為において通常要求される注意義務を履行したことである。 明らかな原因行為者が確知できない場合は、土地所有者を探す必要があるが、所有者や相続人が多数の場合、調査に時間がかかってしまい、代執行の着手を行えなくなるリスクが懸念される。そのため、災害防止のためとする盛土規制法の円滑な施行の観点から、戸籍附票に示される人物のみ(配偶者、子供)を調査した場合、「職務行為において通常要求される注意義務を履行したこと」と判断したとしても差し支えない。

第6回WG検討結果(行政代執行に関して)(3/4)

【論点・疑問点】	
○行政代執行の求償権について時効 の管理(いつ求償権が消えるか、 消えないようにするための方法等)	 ● 費用徴収の期間は、「行使することができる時」(納入の通知到達時)から5年である。 なお、時効を伸ばせる方法として、時効の完成猶予や更新が挙げられれる。 ● 納付や差押え等によって時効が更新されるため、費用徴収に時間を要する場合は、これらの方法を用いること。 ● 効果的な費用徴収が可能であるにも関わらず時効により徴収の機会が失われることのないよう、適切に時効の管理を行うこと。
○代執行で自治体が設置した工作物は営造物になるのか○代執行後の土地の管理について(自治体が手を引くタイミング)○代執行後、土地所有者にどのような管理をさせるべきか	 ● 代執行により自治体が設置した工作物は、①本来、土地所有者や原因行為者が設置すべきものを、行政が代わりに設置するものであり、また、②公の目的に供用され不特定多数の者が利用できる物とは基本的に異なることから、国家賠償法第2条の「営造物」にはあたらない。 ● 代執行後の工作物の所有・管理は、下記の整理とする。 (1) 土地所有者等の代わりに自治体が工作物を設置した場合 ● 土地所有者等の代わりに自治体が工作物を設置した場合、当該工作物は、本来、土地所有者等が設置すべきものを行政が代わりに設置するものであり、また、土地所有者等に対しては、土地の保全努力義務が課されることから、当該工作物は土地所有者等が所有・管理するべきでものある。 ● 一方、代執行後の工作物の管理については、土地所有者等の維持管理が困難になることも想定されるため、必要に応じて、事前に土地所有者等と協議し、土地所有者等が代執行後の土地の管理を適切にできるかどうか考慮した上で、災害防止措置の内容を検討し、土砂の撤去等、維持管理しやすい工法にすることも考えられる。 ● なお、土地所有者等と協議した場合には、後でトラブルにならないよう、文書により同意を確認するとともに、工作物の維持管理が適切になされるよう必要な条件を付すことが望ましい。

第6回WG検討結果(行政代執行に関して)(4/4)

【論点·疑問点】 検討結果 ○代執行で自治体が設置した工作 (2) 土地所有者等以外の原因行為者の代わりに自治体が工作物を設置した場合 物は営造物になるのか 十地所有者等以外の原因行為者の代わりに自治体が工作物を設置した場合、当該工 ○代執行後の土地の管理について 作物は、**本来、原因行為者が設置すべきものを行政が代わりに設置するもの**であり、ま (自治体が手を引くタイミング) た、仮に代執行によらず原因行為者が当該工作物を設置する場合、土地所有者等と ○代執行後、土地所有者にどのよう 当該工作物の所有や管理について協議するものであることから、当該工作物は原因行 な管理をさせるべきか 為者又は土地所有者等が所有・管理するべきものである。 工作物の所有や管理の主体が決まらない場合は、当該工作物がその土地に付合するこ とや、土地所有者等に対しては、土地の保全努力義務が課されることを踏まえ、土地所 有者等が当該工作物を所有・管理するものと整理することも考えられる。 なお、**応急対策工事等により設置される工作物**については、容易にその十地から取り除く ことが可能な場合もあるが、当該工作物は、災害防止のために設置されるものであり、土 地に付合しているものと取り扱って差し支えない。 一方、代執行後の工作物の管理については、原因行為者や土地所有者等の維持管理 が困難になることも想定されるため、必要に応じて、事前に原因行為者や土地所有者等と 協議し、代執行後の土地の管理を適切にできるかどうか考慮した上で、災害防止措置 の内容を検討し、土砂の撤去等、維持管理しやすい工法にすることも考えられる。 なお、原因行為者や土地所有者等と協議した場合には、後でトラブルにならないよう、文 書により同意を確認するとともに、工作物の維持管理が適切になされるよう必要な条件 を付すことが望ましい。

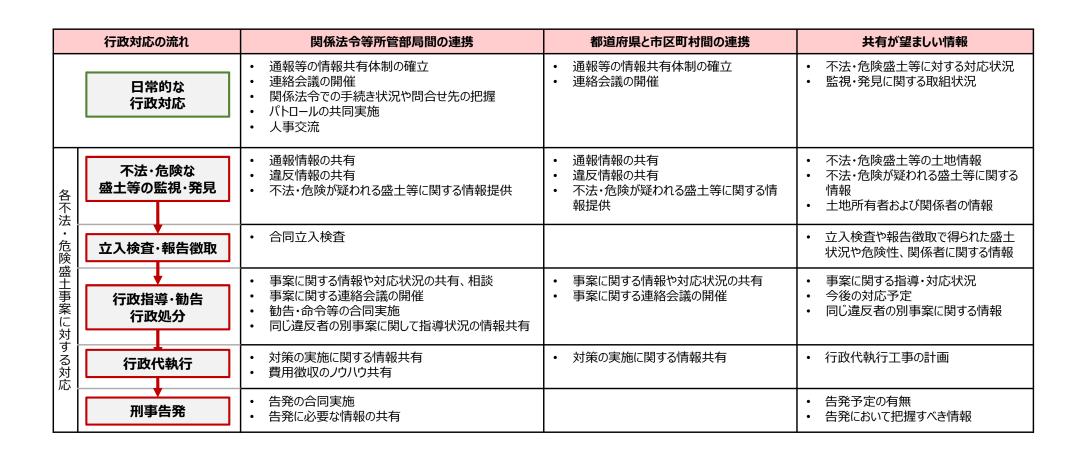
第6回WG検討結果(告発に関して)

【論点・疑問点】	検討結果
○時効により処罰が不可罰になる時期、犯罪の成立時、時効の起算点 の検討	 ■ 盛土規制法における公訴時効(起訴できる期間)は3年である。起算時点について命令違反の罪は命令を受け、それに従った時、他は犯罪が成立するための行為が終了した時点が起算点と考えられる。 ● 命令違反の罪では、命令に従わない場合には公訴時効は成立しない。 ● 犯罪の成立時期は、構成要件を実現した時に成立する。例えば、無許可工事の罪については、許可が必要にも関わらず、工事を行い、盛土が規制対象規模を超えた瞬間に成立する。

第6回WG検討結果(関係部局等との連携に関して)(1/2)

【論点・疑問点】 検討結果

- ○各フェーズにおける関係部局等との 連携
- ○行政の体制、専門部署の設置や 好事例、アイデアの紹介
- 各フェーズにおける関係部局間、都道府県と市町村間との連携、共有が望ましい事項は以下の通りである。
- 盛土規制法の権限を有していない自治体においても、必要に応じて情報共有を行い、盛土規制法所管部局を支援することが望ましい。



第6回WG検討結果(関係部局等との連携に関して)(2/2)

【論点·疑問点】	検討結果
○民間事業者等との連携方法の整 理	● 不法・危険盛士等の監視・早期発見のための情報提供等や不法盛土行為を抑止するための連携を図ることが有効である。
○個人情報の取り扱い	● 個人情報の保護に関する法律第69条第2号第3号と同様の規程が、地方公共団体の個人情報保護条例に定められていれば、行政間(例えば、都道府県と市町村)、行政内で提供や共有することは可能。
○自治体と警察機関の連携が可能 な範囲○各フェーズにおける警察組織との連 携(現状把握、監督処分、告 発)	 ● 各フェーズにおける警察との連携可能な事項と注意点は以下のとおりである。 ● 違反性・危険性が高い盛土等の事案については、警察へ早めに相談すること。 ● 特に、立入検査や報告徴取等により現状把握を行うにあたっては、的確に事実認定するため、必要に応じて警察に相談すること。

